

袖ヶ浦市週休2日制適用工事試行要領Q & A

令和6年2月

Q 1 週休2日の対象期間が始まる現場着手日とは、本体工事に着手した日を指しますか。

A 1 現場着手日とは、本体工事のための準備工事（現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入、仮設工事等）に着手する日となります。準備工事の内容については、細かく規定はいたしません。監督職員と事前協議を行い、現場着手日以降は連続した工程となるよう心掛けてください。

Q 2 現場閉所する曜日の指定はありますか。

A 2 曜日の指定はありません。対象期間で4週8休（現場閉所率28.5%）に向けた取組をお願いします。

Q 3 年末年始休暇6日、夏季休暇3日に指定日はありますか。

A 3 指定日はありませんので、受注者の休業日に合わせていただいても構いません。それ以上の休暇を取得する場合は現場閉所日に含めてください。

Q 4 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日の取扱いはどのようになりますか。

A 4 監督職員に事前連絡をした場合、現場閉所日として取り扱うことができます。

Q 5 作業開始後の荒天による作業中止の取扱いはどのようになりますか。

A 5 現場閉所日としては取り扱うことができません。1日を通して現場閉所をした場合のみ、現場閉所日としてカウントします。

Q 6 計画していた現場閉所予定日に現場作業をする場合の取扱いはどのようになりますか。

A 6 振替休日を設定の上、事前に監督職員へ連絡してから作業を実施してください。

Q 7 夜間作業が発生し、日付を跨いだ場合の取扱いはどのようになりますか。

A 7 着手した日を施工日として計上してください。

例：火曜日の22:00～水曜日の4:00 まで夜間工事を行った場合

⇒火曜日を施工日として計上してください。

Q 8 月単位で4週8休を確保する必要がありますか。

A 8 対象期間で4週8休（現場閉所率28.5%）が確保されていれば、週休2日の取組は達成となります。

Q 9 週休2日の確保を理由に工期延伸は認められますか。

A 9 週休2日の確保を理由にした工期延伸は認められません。ただし、試行要領第5条第7項に規定されるような受注者の責によらない理由の場合には工期の延長について協議してください。

Q 1 0 増工事等により工期延長した場合、週休2日の達成についての判断はどのようになりますか。

A 1 0 工期延長した期間も含めた現場閉所率で判断します。対象期間等については、監督職員と協議してください。

Q 1 1 現場代理人、主任（監理）技術者等が、試行対象工事以外の工事現場で作業を実施した場合の取扱いはどのようになりますか。

A 1 1 試行対象工事単位での現場閉所率で判断します。週休2日制適用工事の趣旨をご理解いただき、週休2日を確保できるように努めてください。

Q 1 2 現場代理人、主任（監理）技術者等が、現場事務所以外で書類整理のみをしている場合の取扱いはどのようになりますか。

A 1 2 現場や現場事務所が閉鎖されている場合は現場閉所日として扱います。週休2日制適用工事の趣旨をご理解いただき、週休2日を確保できるように努めてください。

Q 1 3 試行要領第 2 条第 3 号でいう「巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業」とはどのような作業ですか。

A 1 3 次のような作業が考えられます。

- ・ 現場内の定期的な巡回パトロール
- ・ 緊急時の安全パトロール
- ・ 災害の発生が予想される場合の予防作業（立入禁止柵の設置、飛散防止対策等の第三者被害防止作業等）及び災害発生時の対応作業
- ・ 現場内に設置したポンプや発電機等の機器の維持管理や重機等の保守点検
- ・ 現場内の交通誘導警備

Q 1 4 契約締結後に受注者が行う作業について教えてください。

A 1 4 主に以下の作業が必要です。（記載例は別紙を参照してください。）

- ①. 現場着手前までに、現場着手日及び現場完了日を記した「工事打合せ簿」及び現場閉所予定日が把握できる「工程表（任意様式）」を提出し、監督職員と対象期間について協議。
 - ②. 工事看板等に週休 2 日制適用工事である旨と「計画表」を掲示。
 - ③. 毎月「工事履行報告書」と「週休 2 日制適用工事チェックリスト」の提出。
（併せて現場閉所の確認用に作業日報等を提示してください。）
 - ④. 対象期間終了後、最終月の「工事履行報告書」と「週休 2 日制適用工事チェックリスト」を提出。
 - ⑤. 4 週 8 休未満だったときのみ設計変更の通知。（発注者作成）
- ※ 予定外の現場閉所や作業を行う場合、監督職員への事前連絡。

Q 1 5 施工途中で 4 週 6 休の達成が不可能となった場合、どのように対応すればよいでしょうか。

A 1 5 原則として現場完成日までは現場閉所日のカウントを行い、監督職員への報告を継続してください。ただし、不可能となった理由が災害や一時中止等に伴うものであれば、対象期間の変更等ができますので、受発注者間で協議してください。

Q 1 6 工事成績評定の加点方法は。

A 1 6 4週8休以上が達成された場合は、工程管理及び創意工夫で加点を行います。達成できなかったことによる減点はありません。